

報道関係各位

件名 地方創生に関する交付金等を活用した本市の取組について

1 概要

令和2年度に本市が進める地方創生に関する取組について、この度、地域再生法に基づく地域再生計画として内閣総理大臣に認定され、国の地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金の交付決定を受けるとともに、企業版ふるさと納税制度の適用を受けることとなりました。

また、埼玉県のふるさと創造資金（魅力ある地域づくり事業補助金）についても交付決定されましたので、併せてご報告いたします。

都心から最も近い本格的な林業地、森林を抱え、観光的視点を加えた本市の地方創生の取組は、国及び埼玉県から地域の資源を活用した地方創生の取組として、高い評価を受けています。

2 内容

(1) 地方創生拠点整備交付金（国庫補助金）

「地方創生拠点整備交付金」は、地方公共団体の自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備を支援するものです。

ア 全国の採択状況

令和元年度補正予算分として、全国163事業、県内3市3事業の一つに本市の事業が採択されました。

イ 事業の概要

都心から最も近い本格的な林業地、森林を抱える本市において、市街地の都市回廊空間と山間地域を結び付け都市回廊空間から山間地域への人の流れと経済効果を創出し、全市的な交流人口、定住人口の増加など地域を活性化するための拠点として、令和元年度から整備を進めている名栗地区の新たな観光交流拠点「ノーラ名栗」のグランピングエリア（第2工区）を整備するものです。

ウ 交付決定額

- | | |
|------------|-------------------|
| ○ 事業費（予算額） | 209,750千円 |
| ・ 監理・登記委託料 | 3,750千円 |
| ・ 工事請負費 | 193,000千円 |
| ・ 備品購入費 | 13,000千円 |
| ○ 交付決定額 | 104,875千円（補助率1/2） |



（2）地方創生推進交付金（国庫補助金）

「地方創生推進交付金」は、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生につながる先導的な取組を支援するものです。

ア 全国の採択状況

令和2年度予算分として、全国566事業、県内3市1町4事業の一つに本市の事業が採択されました。

イ 事業の概要

- ① 新たな観光拠点「ノーラ名栗」について、地域の観光資源、地域の民間事業者・団体、住民の皆様と連携し、名栗地区、山間地域の魅力を一層高める管理運営体制を構築していくものです。
- ② 「さわらびの湯」について、「ノーラ名栗」と一体的な魅力向上を視野に入れ、劣化した浴槽などの修繕をより魅力あるものとするために設計するものです。

ウ 交付決定額

- | | |
|------------|------------------|
| ○ 事業費（予算額） | 60,000千円 |
| ・ 指定管理料 | 50,000千円 |
| ・ 設計委託料 | 10,000千円 |
| ○ 交付決定額 | 30,000千円（補助率1/2） |

3 埼玉県ふるさと創造資金（魅力ある地域づくり事業補助金）

「埼玉県ふるさと創造資金（魅力ある地域づくり事業補助金）」は、地域資源や市町村の強み等を生かした魅力ある地域づくりに資する事業を支援するものです。

ア 県内の採択状況

令和2年度第1回分として、県内24市12町51事業の一つに採択されました。

イ 事業の概要

名栗地区を中心拠点とする森林文化交流創出事業として、森林文化および森林の公益的機能・課題等について発信するとともに、そのための中心的な拠点として「ノーラ名栗」の交流エリアの整備、隣接する観光公衆トイレのリニューアルを実施するものです。森林体験の拠点、新たな観光拠点として交流人口増加につながってまいります。

ウ 交付決定額

○ 事業費（予算額）	38,541千円
・ 森林啓発PRビデオ作成委託料	2,541千円
・ 森林サービス事業委託料	1,000千円
・ 工事請負費	35,000千円
○ 交付決定額	19,000千円（補助率1/2）

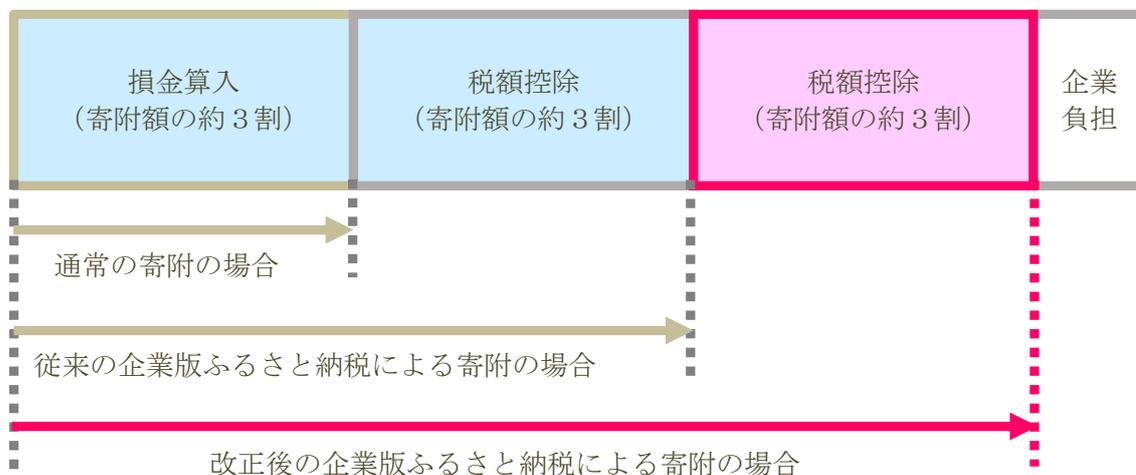
4 企業版ふるさと納税に関する地域再生計画の認定

「企業版ふるさと納税」は、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った場合、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

企業版ふるさと納税は、制度の見直しが図られ、税額控除の割合が従来の2倍（寄附額の約3割から寄附額の約6割）に引き上げられ、法人税等の軽減効果が最大約9割（現行約6割）になりました。

【税額控除割合の引上げイメージ】

(例) 1,000万円を寄附した場合、最大で約900万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減されます。



【認定された地域再生計画の概要】

令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする地域再生計画について、「森林文化都市はんのう 賑わい活力創造プロジェクト」が内閣総理大臣から認定されました。これにより、本計画に位置付けた事業に対して、企業版ふるさと納税による寄附金を充当することができるようになりました。

本計画では、第5次総合振興計画において重点的に推進している「宮沢湖周辺」、「トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園」、「飯能河原・天覧山周辺」の都市回廊空間の魅力アップに関する事業や、地域の資源である森林の整備と観光や学びの場など森林の新たな利活用に関する事業などについて、「北欧に学ぶまちづくり」事業として位置付け、山間地域における観光・交流拠点等の整備、魅力アップに取り組んでいくこととしています。

また、移住・定住を促進し選ばれるまちづくりを目指し実施している空き家バンク制度、優良田園住宅制度を活用した「“農のある暮らし” 飯能住まい事業」、不妊治療を助成する「コウノトリ事業」や経済的負担の軽減など女性や子どもにやさしいまちづくりに関する事業や、フィンランド教育に学ぶ21世紀型教育(共同的で主体的な学び)、ICT教育、ミュージカル教育などの実践や森林など豊かな自然環境・地域の特性を生かした教育などの事業などについて、「幸福度の高い生活の実現」事業として位置づけ、取り組んでいくこととしています。

担当者	地方創生推進室長兼 企画調整課長 利根川忠宏
連絡先	Tel042-978-5029